

議会議事録

令和4年 第2回臨時会

日 時：令和4年9月27日
15時30分から

召集場所：消防本部会議室

沖永良部与論地区広域事務組合

令和4年沖永良部与論地区広域事務組合議会第2回臨時会議事日程

令和4年9月27日 火曜日 15時30分 開議

日程	議案番号	件名
第1		議席の指定
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4		諸般の報告
第5	議案第6号	物品売買契約等の締結について(与論分遣所救急自動車更新事業(令和4年度寄贈救急自動車事業))
第6	議案第7号	沖永良部与論地区広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

令和4年 沖永良部与論地区広域事務組合議会第2回臨時会会議録

告示月日	令和4年9月21日 告示第8号					
召集の場所	消防本部会議室					
開議・閉会の日時	令和4年9月27日 15時30分 開会 令和4年9月27日 15時56分 閉会					
開議・休憩・散会 延会・中止の時間	開議 15時30分 休憩 15時37分～15時38分 散会・延会・中止 時 分					
出席議員 並びに 欠席議員 出席 9名 欠席 0名 【凡例】 出席 ○ 欠席 ー	議席 番号	氏名	出 欠	議席 番号	氏名	出 欠
	議長	西 文男君	○	5	南 有隆君	○
	1	沖野一雄君	○	6	新山直樹君	○
	2	児玉実隆君	○	7	奥山雅貴君	○
	3	桂 弘一君	○	8	喜山康三君	○
	4	池田正一君	○			
会議録署名議員	7番 奥山雅貴君			8番 喜山康三君		
職務の為出席した者の氏名	課長補佐 山田 英人君					
地方自治法第121条 により説明の為出 席した者の職氏名	管理者 副管理者 副管理者 会計管理者 消防長	今井力夫君 前登志朗君 山 元宗君 井上修吉君 白石昭弘君		総務課長 消防署長 分遣所所長 介護次長	通村隆彦君 平山大樹君 本 哲文君 東 公仁君	
議事日程	別紙のとおり		議事経過		別紙のとおり	

開会宣言

○議長（西文男君）ただ今から、令和4年沖永良部与論地区広域事務組合議会第2回臨時会を開会し、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

議席の指定

○議長（西文男君）**日程第1**「議席の指定」を行います。「沖野一雄」君の議席は、会議規則第3条第1項の規定により「1番」に指定します。

会議録署名議員の指名

○議長（西文男君）**日程第2**「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定によって、7番「奥山雅貴」君及び8番「喜山康三」君を指名します。

会期の決定

○議長（西文男君）**日程第3**「会期の決定」を議題とします。
○議長（西文男君）お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（西文男君）**日程第4**「諸般の報告」を行います。
・8月9日 第1回臨時会以後について報告します。
・8月10日に実施した与論分遣所及び駐在所の「備品検査」について監査委員からお手元にお配りしてある報告書のとおり「適正に管理されていることを確認した」旨報告を受けました。
・9月13日付で「野口靖夫」君から一身上の都合による辞職願が提出されました。閉会中でしたので、会議規則第74条第2項の規定により、9月14日付で許可しました。なお、後任に同日付で与論町議会から「沖野一雄」君を選出した旨を受けましたので、ここで報告いたします。以上で「諸般の報告」を終わります。

議案第6号審議

○議長（西文男君）**日程第5** 議案第6号「物品売買契約等の締結について(与論分遣所救急自動車更新事業(令和4年度寄贈救急自動車事業))」を議題とします。

提案理由の説明

○議長（西文男君）本案について、提案理由を求めます。管理者
○管理者(今井力夫君)ただ今ご提案申し上げました。議案第6号は「物品売買契約与論分遣所救急自動車更新事業(令和4年度寄贈救急自動車事業)の締結について」の案件でございます。与論分遣所救急予備車及び指令車の老朽化による更新であり、国の令和4年度寄贈救急自動車事業の採択に係る車体以外についての物品売買契約の締結で、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。契約は国からの指定で鹿児島トヨタ自動車株式会社と車体以外のぎ装費や救急資機材費等といたしております。1654万700円の金額での契約でございます。よろしくご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

質疑

○議長（西文男君）これから「質疑」を行います。まず初めに「総括質疑」を許します。質疑はありませんか。喜山君
○8番（喜山康三君）はい、8番 契約金額が1654万700円となっておりますが、これの内訳についてお聞きしたいんですけれども、仕様書の中に必要経費が他に必要になっているようなものがあるんですけれども、総費用としてこれ以外に必要な金額はどれぐらい必要とされているのか、その2点をお願いします。

○議長（西文男君）しばらく休憩します。

休 憩 15時37分～15時38分

○議長（西文男君）休憩前に引き続き会議を開きます。分遣所長

○分遣所長（本哲文君）お答えします。寄贈分の救急車代が1200万円程度です。それ以外の分については装費、救急資機材費等を含めた価格が1654万700円となっております。以上です。

○議長（西文男君）喜山君

○8番（喜山康三君）今、お聞きしました金額とは別に必要な経費として必要なものがあるのか、どうなのか、なんですけれどもそれはいかがですか。

○議長（西文男君）総務課長

○総務課長（通村隆彦君）お答えします。この契約の金額以外に必要なものとして、自賠責保険料5470円、リサイクル手数料1万7190円、重量税が3万2800円これは鹿児島トヨタとの契約ですので、鹿児島トヨタの方に別で支払いをして、向こうで登録をして納車するという形で、契約以外の経費を含めまして、総額で1659万6160円となっております。以上です。

○議長（西文男君）喜山君

○8番（喜山康三君）分かりました。それと今ある救急車を廃車するのか、どういう形で利用されるのか、その点についてはどの様なお考えなのか。交換するわけなんですよ。既存の救急車をどういう形でされるのか、それについてご説明をお願いします。

○議長（西文男君）消防長

○消防長（白石昭弘君）お答えします。現在残っている救急車については、指令車と搬送車を兼用するという事で計画をしております。2Bの方はしばらく様子を見て車検があと1年残っていますので、置いておこうということになっております。今、救助タンク車の方に船が積載されていますので、その搬送車として一時保管して置こうか、というように考えております。

○議長（西文男君）1年車検が残っているけれど、そのあとはどうするのかという質問です。

○消防長（白石昭弘君）そのあとは、本署の工作車同様競売にかけて処分したいと思っております。

○議長（西文男君）喜山君

○8番（喜山康三君）出来れば保管するのも費用がかかりますし、今、消防車庫を見ても目一杯ですよ、車庫内でどういう形で管理されるのか分かりませんが、出来れば色んな形でそれを有効活用するように是非、対策を進めていただきたいと要望をしておきます。以上です。

○議長（西文男君）他にございませんか。次に契約全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

○議長（西文男君）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終決します。

討 論

○議長（西文男君）これから「討論」を行います。

（討論なしの声）

○議長（西文男君）「討論なし」と認め、これで討論を終決します。

採 決

○議長（西文男君）これから「採決」を行います。議案第6号「物品売買契約の締結について」は決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西文男君）「異議なし」と認めます。したがって議案第6号は可決されました。

議案第7号審議

○議長（西文男君）**日程第6** 議案第7号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の育児休業等に関する条例についての一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明

○議長（西文男君）本案について、提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者（今井力夫君）ただ今ご提案申し上げました。議案第7号は「沖永良部与論地区広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の案件でございます。人事院規則（妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に講じる措置）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。宜しくご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

質 疑

- 議長（西文男君）これから「質疑」を行います。質疑ありませんか。喜山君
- 8番（喜山康三君）特に与論分遣所は人員が少ないと毎回言われていて、ちゃんとした有給休暇も取れていないんじゃないかという疑問を持っていたんですけど、今の人員配置でこういう育児休暇取得と言っても取れているのかどうか、今までの実績はどうか、本署の方でもどういう具合になっていますか伺います。
- 議長（西文男君）総務課長
- 総務課長（通村隆彦君）与論分遣所の現人員において、そういった制度を導入した場合に休暇が取れるのかどうかという事ですけども、ここ2年程の実績についての資料を持っていたんですけど、ちょっと見当たらないですけども、令和2年度・3年度と2年間を見たところ本署より分遣所の方が休暇の消化率は高くなっています。今年度は組織の変更がありまして、分遣所長が隊の方から日勤へ変更になってその分隊が一人減となって6名・6名の勤務体制となっておりますけれども、そういったことの中でお互いに休暇を取りやすくするために、週休の移動とかそういった手立てを講じていけば、取れるようなことにはなろうかとは思いますが。来年度以降については、増員を考えるとというのはなかなか難しいことですので、会計年度任用職員として隊員のサポートが出来る、そういった方を採用出来ないのかなといったところも含めて今、検討しているところでございます。よろしくお祈いします。本署と分遣所の休暇の取得についての実績はあとで回答いたします。
- 議長（西文男君）改正による育児出産等も休暇を取った事実もあるのかどうかまでお願いします。あとでよろしいです。書類が出来てからで総務課長
- 総務課長（通村隆彦君）育児休暇でなくて育児休業でするので、育児休業についての実績でございませけれども、育児休業というのは、例えば奥さんが出産をしてそれに対して男性の方も取れるといった制度でするので、消防についても当然適用にはなってきますけれども、休業でするので休んだ分は給料が減額されるという事です。特別休暇とは違います。特別休暇であれば有給ですけれども、休業になるとその分減額されるわけでするので、現在のところ組合ができて39年になりますけれども、まだ一名も取った実績はございません。
- 議長（西文男君）喜山君
- 8番（喜山康三君）条例だけ作って何も職員にこれが利用されていないという事と、それを休むと給料が減額されるとおっしゃいますけれど、そういう話とは別の問題ですよ、こういう少子高齢化の中で女性の方に出産又は、育児に対して過度な負担がかかっているから、それを軽減しましょうと社会的にやりましょう。という形に私は条例もあると思うんですよ、そういう考え方で職員のいわゆる労働環境を見てあげないと、逆に何も意味がなされないんじゃないですか、私が言うのは与論分遣所の職員の割合で、お互い自分が休めば仲間に負担をかけるから休めないというのが、暗黙の了解みたいになってなかなか取りづらいと、そこが問題だと言っているんですよ、そのためにも職場全体のそういうものに対して管理者のご三名の方々真剣に考えてもらわないと、本当の意味での子育て支援には何も役には立たないと思いますけれど、いかがですかね、管理者
- 議長（西文男君）管理者
- 管理者（今井力夫君）今、喜山議員がお話をされているのは、働き方改革のそのものだと思っております。事務職員においては役場等においても育休が請求された時には、当然人員不足になりますので、その時に場合によっては会計年度任用職員等の採用等によって賄うことを現在は各自治体も行っていると思います。ただ技能職といいますか、この様な消防職員、男性の皆さんが育児休業等を申請した時にじゃすぐにその代替となる会計年度任用職員、しかもその人が消防士としての資格を持った人であるかどうか、というのは非常に難しいところがございます、議員がおっしゃるように休みが取りやすい、育休を取りやすい体制作りは非常に大事なことだと思いますけれども今、各それぞれ自治体を初めこの様な事務組合において、それなりの資格を持った人を臨時的に採用していくという事は、非常に難しいところがございます。理想的に申し上げますと議員がおっしゃるとおり休みが取れやすい体制作りというのは非常に大切だと思いますけれども、残念ながら現在の全国的な人手不足の中で、このような資格を有する人を確保していくというのは、非常に難しいただ事務職員等においては、最大限会計年度任用職員等の採用をもって育休が取れやすい様な体制作りというのは、努力しているところでございます。以上です。
- 議長（西文男君）喜山君
- 8番（喜山康三君）出来ない事を並べるために、それを聞くために来ているわけじゃないんですよ、職員がこういう状況ですと、今の状況だからこれに対してどういう制度を作って行こうとか、

どういう政策を進めようとか、あるいは任用職員でも消防署を退職した方もいらっしゃるわけなんですよ、そういう方々も弾力的に運用してその穴埋めをする方法とか、様々な創意工夫というのを政策として出しながらこういうことも出すべきだなと僕は思うんですよ、論点が違いますのでこの条例の改正するについては、大賛成なわけなんでは是非、その点をお含みいただいて、今後どういう対策を取っていくのかについて、もう少し真剣に取り組んでもらわないと全てが先送りになると思いますので、是非よろしくをお願いします。以上です。

○議長（西文男君）要請ですか。

○8番（喜山康三君）はい、これはお願いします。

○議長（西文男君）他にございませんか。総務課長

○総務課長（通村隆彦君）先程の喜山議員の休暇日数についてをお答えします。令和2年・3年の実績でございますけれども、この数字については有給休暇のみですので特休の分は入れておりません。

令和2年、本署が5.6日、分遣所が11.1日、3年、本署が7.4日、分遣所が13.3日、それに特休の夏休みが3日プラスされますので、特休については令和2年度については平均で4.9日になっていきますので、約5日を足した数字になります。以上でございます。

○議長（西文男君）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終決します。

討 論

○議長（西文男君）これから「討論」を行います。討論ございませんか。

（討論なしの声）

○議長（西文男君）「討論なし」と認め、これで討論を終決します。

採 決

○議長（西文男君）これから「採決」を行います。議案第7号「沖永良部与論地区広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西文男君）「異議なし」と認めます。したがって議案第7号は可決されました。

閉 会

本、臨時会に付された事件の審議は、全部終了しました。

これで、令和4年沖永良部与論地区広域事務組合議会第2回臨時会を閉会します。

閉 会 15時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____